

郵便局から送付される「本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ」の文字の高齢者等への配慮について

—行政苦情救済推進会議の意見を踏まえたあっせん—

総務省近畿管区行政評価局（局長：角田祐一）は、次の行政相談を受け、近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議に諮り、同会議において示された意見を踏まえて、平成29年7月20日、日本郵便株式会社近畿支社にあっせんしました。

行政相談の要旨

郵便局からの『本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ』（以下「お知らせ文書」という。）が自宅に届いたため、当該郵便局に電話をかけて、郵便物を自宅に配達するよう依頼した。

その際、郵便局の職員から、お知らせ文書に記載された私の住所・氏名や追跡番号などを知らせよう求められたが、高齢者である私には、文字が小さすぎて、ルーペがないと読めず、また、郵便局に知らせる事項がどこに書いてあるかも分かりにくかった。

お知らせ文書は、高齢者や目が不自由な者でも容易に読めるなど、分かりやすいものにしてほしい。

（注）本相談は、奈良行政評価事務所が受け付けた相談である。

制度の概要及び調査結果

- ① 本人限定受取郵便は、郵便物等に記載された名あて人又は差出人が指定した代理人に限り、郵便物等を受け取るものであり、このうち特例型は、郵便窓口又は名あて人等への配達により、郵便物等を受け取るもの
- ② 当局が近畿 6 府県（大阪府、滋賀県、京都府、兵庫県、奈良県及び和歌山県）の 180 集配郵便局のうち、22 集配郵便局のお知らせ文書及びその送付用封筒を抽出して確認したところ、様式や文字のサイズ、記載事項は各郵便局によって異なっており、i) A4 サイズ 1 面にまとめため、全体的に文字が小さく見にくいもの、ii) 郵便物の配達依頼を行う際に集配郵便局から口頭で確認される事項の文字が小さく見にくいもの、iii) 連絡先である郵便局の電話番号、FAX 番号の文字が小さく読みにくいものなど、分かりにくいと思われる状況
- ③ 一部の都道府県等（地方自治体）では、印刷物作成に当たり、文字の大きさは 12 ポイントを基本としているが、高齢者や視覚障害者に配慮する場合は、14～16 ポイントとすることなどを推奨

あっせんの内容

日本郵便株式会社近畿支社は、管内の各集配郵便局が使用するお知らせ文書及びその送付用封筒について、記載されている文字サイズ等に関する実態を把握した上で、高齢者や視覚障害者に対するサービス向上の観点から、次の措置を講ずる必要がある。

名あて人が郵便物の配達依頼を行う際に集配郵便局から口頭で確認される事項（例えば、郵便物の追跡番号、保管期限、配達時間帯等）や、配達依頼先の集配郵便局の電話番号について、地方公共団体がユニバーサルデザインの観点から作成している印刷物作成に係る手引書などを参考にして、読みやすい文字サイズで記載したり、文字の種類を変えること等によりメリハリを付けるなど、分かりやすいものとする

制度の概要

- 本人限定受取郵便は、郵便法（昭和 22 年法律第 165 号）第 44 条に規定される特殊取扱の郵便物の一つ
- 内国郵便約款（平成 24 年 10 月実施）第 139 条等により、本人限定受取郵便は、基本型、特例型及び特定事項伝達型の 3 種類
- 利用料金は、基本料金に書留料金（430 円）及び本人限定受取料金（100 円）を加算した額

近畿管区行政評価局の調査結果

(1) 配達、受取の運用実態のフロー

本人限定受取（特例型）郵便物の一般的な配達、受取の運用実態は、以下のとおり

本人限定受取（特例型）郵便物が名あて人への配達業務を担当する集配郵便局に到着



集配郵便局は、お知らせ文書を作成し、名あて人に郵送



お知らせ文書を受け取った名あて人は、集配郵便局に対し、電話又は FAX により、「配達の依頼」又は「受取を希望する郵便局名の連絡」を実施



電話連絡を受けた際、集配郵便局は、名あて人から、お知らせ文書に記載された事項のうち配達業務に必要となる事項を口頭で確認



【配達を希望する場合】

集配郵便局は、名あて人又は代理人に当該郵便物を配達

【郵便局における受取を希望する場合】

集配郵便局又は他の郵便局の窓口において、名あて人又は代理人に当該郵便物を受渡し

(注) 当局の調査結果による。

(2) お知らせ文書の内容

日本郵便株式会社本社作成のマニュアルにおいて、お知らせ文書の作成例が定められている（資料 P8～9）。

近畿 6 府県の 180 集配郵便局のうち 22 集配郵便局のお知らせ文書を手し調査した結果は以下のとおり

- お知らせ文書の様式や文字のサイズ、記載事項は、郵便局によって様々であった。
- 郵便局は、名あて人から電話による配達依頼を受けた際に、お知らせ文書に記載された事項の一部について、口頭での確認を行っているが、確認する事項は、郵便局によって異なっている。

ただし、ほとんどの集配郵便局は、表 1 のとおり、少なくとも、①受取人の住所・氏名、②追跡番号（＝お問い合わせ番号、11 桁）、③指定可能な配達時間帯の確認を行っている。

表1 郵便物の配達依頼を行う際に22集配郵便局から口頭で確認される事項

(単位：局)

お知らせ文書 における記載事項	配達依頼時に左記の 事項を確認している 郵便局数	【参考】 お知らせ文書に左記の事項を 記載している郵便局数
本人限定郵便の種類（特例型）	8	22
受取人の氏名	21	22
受取人の住所	20	21
差出人の氏名	7	21
追跡番号(=お問い合わせ番号、11桁)	19	20
整理番号	2	5
郵便物等の保管期限	12	22
指定可能な配達時間帯	22	22

(注) 1 当局の調査結果による。

- 2 一部の郵便局では、本表に挙げた事項以外にも、①お知らせ文書の日付や色、
②郵便物の種類（郵便物、ゆうパック等）などを確認しているケースがみられた。

(3) 印刷物の文字の大きさについての考え方

一般的な印刷物の文字の大きさについては、国における基準や考え方は確認できないものの、ユニバーサルデザイン（年齢や障害の有無などにかかわらず、できるだけ多くの人が利用可能とするもの）の観点から、地方自治体が印刷物の作成に係る手引書を作成しており、例えば、表2のとおり、一般的な文字サイズは12ポイント程度であるが、高齢者や視覚障害者に配慮する際には、文字サイズを14ポイント程度以上とすることが推奨されている。

これらの手引書には、そのほか、①文字の大きさにメリハリをつけること、②強調したい文字には下線を付すこと、太文字にすること、③網掛けをすると文字が読みにくくなる場合があることなどが示されている。

表2 A県、B県、C市が作成した印刷物の作成に係る手引書における文字サイズに関する記載内容

事項	自治体	手引書の記載内容
通常の 文字 サイズ	A県	○本文の大きさは12ポイントを基本にします。 ○読みやすさに配慮する場合は本文を14ポイントにします。
	B県	○A4サイズ用の紙 …… 12～14ポイント
	C市	○文字の大きさはできるだけ12ポイント以上にしましょう。
高齢者 や視覚 障害者 への配 慮	A県	○概ね14ポイント～16ポイント以上とします。 ○例えば、A4判の資料をA3判に拡大コピーする方法もあります。
	B県	○14～16ポイント以上あれば読みやすい人もいますので、できるだけ大きな文字で作成する。
	C市	○できるだけ大きな文字で作成しましょう(A4判の場合12～14ポイント)。 ○拡大印刷したのを使いましょう。
その他	A県	○見出し、本文、注釈など、文字の大きさはメリハリをつけます。

の留意点	B 県	文字が読みにくいものとして、次のような例を列挙 ○太文字や大きな文字などを効果的に用いておらず、メリハリがない。 ○文字の背景などに工夫がない（黒地に白抜き文字は、文字が浮き出てはつきり見える。） ○網掛けをすると、文字が読みにくくなる場合もある。
	C 市	○強調したい文字には下線を引いたり、太文字にするなど目立つ工夫をしましょう。

(注) 当局によるホームページ確認結果である。

(4) 改善が必要と考えられる事例

22 集配郵便局が使用しているお知らせ文書及びその送付用封筒について、使用されている文字の大きさや記載内容等について確認したところ、次のように改善が必要と考えられるものがみられた。

(ア) お知らせ文書について

表 3 ① 全体的な見やすさ

事例の内容	該当郵便局数	資料 (具体例)
○ A4 サイズ 1 面にまとめたため、全体的に文字が小さく見にくい。	5 郵便局	P10
○ A4 サイズ 2 面 (片面又は両面) であるが、全体的に文字が 12 ポイント以下であり見にくい。	3 郵便局	P11

(注) 当局の調査結果による。

表 4 ② 郵便物の配達依頼を行う際に 22 集配郵便局から口頭で確認される事項 (配達時間帯、保管期限、追跡番号等) の見やすさ

事例の内容	該当郵便局数	資料 (具体例)
○ 文字が小さくて (最小 6 ポイント程度)、見にくい。	全 22 郵便局	P10 (再掲)、P13、P15、P17
○ 見出し (お問い合わせ番号、保管期限等) に網掛けが設定されているため、文字が見にくい。	1 郵便局	P18
○ 追跡番号 (11 桁) に区切りのハイフンがなく、読み上げる際に間違いやすい。 【参考】他の 21 郵便局は、3 桁-2 桁-5 桁-1 桁で区切っている。	1 郵便局	P22
○ 手書きされている部分があり文字サイズにバラツキが出る可能性がある。	3 郵便局	P25
○ 郵便局に確認される「追跡番号 (11 桁)」に加え、確認されない「整理番号」も記載され、2 つの番号があつて紛らわしい。	3 郵便局	P26

(注) 当局の調査結果による。

表5 ③ 連絡先である郵便局の電話番号、FAX 番号の見やすさ

事例の内容	該当郵便局数	資料（具体例）
○ 文字が小さくて（最小7ポイント程度）、読みにくい。	16 郵便局	P17（再掲）
○ 上記のうち、到着通知書の一番下に記載されているなどにより、特に、目立たず分かりにくい。	4 郵便局	P11（再掲）

（注）当局の調査結果による。

（イ） お知らせ文書の送付用封筒について

表6

事例の内容	該当郵便局数	資料（具体例）
封筒の宛名面に記載されている「本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ」の文字が小さくて（最小9ポイント程度）、読みにくい。	2 郵便局	P28

（注）当局の調査結果による。

（参考） 高齢者人口、視覚障害者数

総務省統計局の人口推計によると、平成28年9月15日現在における65歳以上の高齢者人口は3,461万人で、総人口に占める割合は27.3%であり、人口、割合ともに過去最高となっている。

また、厚生労働省が実施した平成18年身体障害児・者実態調査結果によると、視覚障害の身体障害者手帳の交付者は約32万人とされている。

日本郵便株式会社近畿支社の意見

- (1) 本人限定郵便物（特例型）は、その受取りに関して受取人に伝えるべき事項が多いことから、マニュアル（本社作成）に必要事項を網羅したお知らせ文書のひな形が掲載されている。
- 貴局が郵便局（22局）から取り寄せたお知らせ文書は、重要事項を比較的大きな文字にしたり、下線を引くなどの強調も行っており、分かりやすい表記となっており、概ねマニュアルのひな形と遜色なく問題ないとする。
- なお、一部の郵便局のお知らせ文書において、一部の重要事項について小さく見づらい字となっているものや、網掛けによりかえって読みづらくなっているものがみられたが、既に個別に指導し、改善したところ。
- 貴局から、マニュアルで示されたお知らせ文書のひな形に対し、分かりにくさや文字サイズに関して改善すべき点などが具体的に示されれば、当支社から本社へ申し伝えたいと考える（マニュアルの様式は本社が作成したものであり、当支社が様式そのものを独自に修正することは困難である。）。
- おって、各自治体で取り組まれている視覚障害者等への配慮として、出来るだけ12ポイント以上とすることなどについても参考とし、今後とも分かりやすい文書作成を心がけたい。

- (2) 誰でも見える大きさだけにこだわるならば、文字サイズをすべて12ポイント以上にすればいいのかもしれないが、一方で受取人に必要事項を網羅してお知らせしなければならないため、お知らせ文書の枚数も増加し、費用対効果も考慮しなければならない。したがって、一律に12ポイント以上とすることは困難である。

近畿管区行政評価局行政苦情救済推進会議の意見

- (1) 集配郵便局 22 局が使用しているお知らせ文書をみると、A4 用紙 2 枚分が A4 用紙 1 枚に縮小されているなど文字サイズが小さく読みにくいものや、名あて人が郵便物の配達を依頼するために同郵便局に連絡する際に必要となる同郵便局の電話番号が同通知書の一番下の部分に記載されて目立たず見つけにくくなっているものがあるなど、高齢者や視覚障害者にとって分かりにくくなっている状況がみられる。
- (2) お知らせ文書には記載すべき事項が多数あり、全ての事項の文字サイズを現状よりも大きくすることは困難と考えられる。
- 本人限定受取（特例型）郵便物は、名あて人が電話で配達を依頼するケースが多いと考えられるため、お知らせ文書については、名あて人が当該依頼を行った際に集配郵便局から口頭で確認される事項や、配達依頼先の同郵便局の電話番号を高齢者等が読みやすい大きな文字サイズで記載したり、文字の種類を変えるなどしてメリハリを付け、分かりやすくすることが必要ではないか。
- また、配達依頼先の集配郵便局の電話番号については、お知らせ文書の上の部分に記載して分かりやすくするなどの工夫も必要ではないか。
- なお、民間の宅配業者の不在連絡票の中には、連絡先の電話番号等の再配達を依頼する際に必要となる事項が分かりやすく記載されたものがあるため、各集配郵便局がお知らせ文書を見直す際に参考にしてはどうか。

【 近畿管区行政評価局 行政苦情救済推進会議 】

行政苦情事案の処理等に当たって、学識経験者の意見を反映させることにより、その公平性、中立性及び的確性の一層の確保を図り、もって国民的立場に立った行政苦情救済活動を効果的に推進することを目的としたもの（昭和 57 年 7 月発足）

《 構 成 員 》 （平成 29 年 3 月現在）

(座長)	児玉 憲夫	弁護士、元大阪弁護士会会長
	黒川 芳朝	社会福祉法人 大阪水上隣保館理事長
	砂田 八壽子	NPO 法人 関西消費者連合会消費者相談室長
	田毎 照隆	近畿行政相談委員連合協議会会長
	平松 毅	元関西学院大学法学部教授
	藤原 幸則	公益社団法人 関西経済連合会理事
	山谷 清志	同志社大学政策学部・大学院総合政策科学研究科教授

【本件の問合せ先】

近畿管区行政評価局 首席行政相談官室（辻崎） 電話:06-6941-8166 FAX:06-6941-8988

整理番号 _____

平成 年 月 日

本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ

<到着した郵便物等>

ご住所	市 町 丁目 番 号		
受取人様	様		
種 類	郵便物・ゆうメール・ゆうパック	お問い合わせ番号	
差出人様が指定された代人様	ご住所	市 町 丁目 番 号	
	お名前	様	

様よりあなた様宛に、本人限定受取郵便物等（受取人ご本人様に限定してお渡しする郵便物等）が到着しており、下記1の郵便局で保管期限まで保管しております。

つきましては、上記のご住所に配達いたしますので、受取人ご本人様のご都合のよい配達日及び時間帯を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合は下記2の表に配達日をご記入の上、配達時間帯の番号に○をして送信してください。）。

1 保管郵便局・保管期限

保管郵便局	郵便局	保管期限	月 日 () まで
-------	-----	------	------------

2 指定可能な配達時間帯等

種 類	郵便物・ゆうメール		ゆうパック	
	配達時間帯	配達日当日の受付締切時刻	配達時間帯	配達日当日の受付締切時刻
月 日	① 午前中	8 : 0 0	① 午前中	8 : 0 0
	② 午後① (12 時頃～14 時頃)	1 1 : 0 0	② 12 時頃～14 時頃	1 1 : 0 0
	③ 午後② (14 時頃～17 時頃)	1 3 : 0 0	③ 14 時頃～16 時頃	1 3 : 0 0
	④ 夕方 (17 時頃～19 時頃)	1 6 : 0 0	④ 16 時頃～18 時頃	1 5 : 0 0
	⑤ 夜間 (19 時頃～21 時頃)	1 9 : 0 0	⑤ 18 時頃～20 時頃	1 7 : 0 0
				⑥ 20 時頃～21 時頃

3 窓口でのお受取り

受取人ご本人様（又は上記「差出人様が指定された代人様」欄に記載がある場合はその代人ご本人様）が、郵便局の窓口でお受取りいただくこともできますので、ご希望の郵便局を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合は以下に郵便局名をご記入の上、送信してください。）。

ご希望の郵便局	郵便局
---------	-----

4 お受取りの際に必要なもの

配達又は窓口でのお受取りの際は、本人確認資料等が必要となりますので、別添（お受取りの際のご注意事項）をご一読ください。

*連絡先：日本郵便株式会社	郵便局	部
TEL：〇〇〇-***-〇〇〇〇	（電話受付時間 〇：〇〇～〇〇：〇〇）	
FAX：〇〇〇-***-〇〇〇〇		

【20-0030】

＜本人限定受取（特例型）郵便物等のお受取りの際のご注意事項＞

- 1 窓口でお受取りになられる際は、「本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ」を担当者に提出してください。
 - 2 本人限定受取（特例型）郵便物等をお渡しする際は、受取人様ご本人様であることを確認させていただきますので、下記の「お受取りに必要な書類一覧」のうち、1点をご提示ください。
※本人確認資料の種類を「基本型」よりも限定させていただいておりますので、ご了承ください。
 - 3 ご提示いただいた書類につきましては、コピー（配達の場合は、書類の種類・番号等を記録）させていただきます。記録させていただいた個人情報、郵便局において適切な安全管理措置を講じて管理・保管いたします。
なお、個人番号（マイナンバー）及び基礎年金番号は記録いたしません。
 - 4 郵便物等をお受取りの際は、配達証に受取人様の印鑑の押印又は署名をしていただきます。
- ※ 本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせの「差出人様が指定された代人様」欄に記載がある場合で、その代人ご本人様が郵便局の窓口でお受取りになられるときは、代人ご本人様につき、上記1から4までの手続をしていただきます。

＜お受取りに必要な書類一覧＞

次のいずれかのものを1点（住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限ります。）

- ① 旅券（パスポート）
- ② 個人番号（マイナンバー）カード（個人番号の「通知カード」はお取扱いできません。）、写真付き住民基本台帳カード
- ③ 運転免許証
- ④ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限り
ます。）
- ⑤ 官公庁、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人がその職員に対して発行した写真付き身分証明書
- ⑥ 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証
- ⑦ 共済組合員証
- ⑧ 国民年金手帳、年金手帳
- ⑨ 公の機関が発行した写真付き資格証明書（療育手帳、身体障害者手帳等）
- ⑩ 在留カード
- ⑪ 特別永住者証明書
- ⑫ 外国人登録証明書（「在留の資格」欄（在留資格が変更されている場合は裏面の記載欄）に「特別永住者」の記載があるものに限り
ます。）

- ※ 郵便局では、郵便物等を確実にお届けするために、差出しの際、受取人様の電話番号の記載をお願いしております。郵便局からお電話を差し上げることがございますので、あらかじめご了承ください。
なお、記載された電話番号につきましては、郵便物等のお届けに関するこのみに利用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

〇〇〇〇郵便局

本人限定受取郵便物(特例型)到着のお知らせ

様

書留番号 105-16- -5

(差出人) 総務省 近畿管区行政評価局 様より、
あなた様あてに、本人限定郵便物(特例型)が当郵便局に到着しております。

(到着日 2016年12月27日)

(保管期限 2017年1月6日(金) まで)

受取人様のご在宅日・時間帯(以下の時間帯のうち、いずれかご希望の時間帯)に、記載された住所へ配達いたしますので、ご在宅日時を、下記までご連絡願います。(日・祝も配達します。)
(電話受付時間 8:00~20:00)ご連絡いただいた当日の配達のお受け取りは、18時までです。

午前中 (9~12時頃)	午後① (12~14時頃)	午後② (14~17時頃)	夕方 (17~19時頃)	夜間 (19~21時頃)
-----------------	------------------	------------------	-----------------	-----------------

郵便局の窓口で受け取られる際は、このお知らせが必要です。

また、この郵便物をお渡しの際には、ご本人様であることを確認させていただく必要がございます。詳細は、下記の「お受け取り上のご注意事項」をお読みください。

連絡先 : 電話 FAX
日本郵便株式会社 郵便局 郵便コールセンター

ご都合により、当局窓口または当局以外でご希望の郵便局窓口で、あなた様にお受け取りいただくこともできます。ご希望の場合は、下記の「お受け取り上のご注意事項」をお読みの上、電話にてご指定ください。

◇◇◇ 窓口お受け取り時間 ◇◇◇

	平日	土曜日	日曜・祝日
日本郵便株式会社 郵便局 ゆうゆう窓口	8:00~20:00	8:00~20:00	9:00-16:00

<お受け取り上のご注意事項>

- ◎ この郵便物は、受取人ご本人様に限定してお渡しできる郵便物です。
- ◎ この郵便物をお渡す際、ご本人様であることを確認させていただく必要がございますので、下記の「お受け取りに必要な書類」一覧の中から証明書類1点と印鑑(サインでも結構です)をご用意いただきます。また、確認させていただいた際、証明書類の種類・番号等を記録させていただきます。

<お受け取りに必要な書類一覧>

次のいずれかのものを1点(住所、氏名および生年月日の記載があるものに限ります。)

- 旅券 ○運転免許証 ○官公庁及び特殊法人の職員証で写真付のもの ○個人番号カード(通知カード不可)
- 在留カード ○特別永住者証明書 ○外国人登録証(在留の資格が特別永住者のものに限ります)
- 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります)
- 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証 ○共済組合員証 年金手帳
- 公の機関が発行した資格証明書で写真付のもの(療育手帳、身体障害者手帳等)

※ 郵便事業株式会社では、郵便物を確実にお届けするために、差出の際に、受取人様の連絡先番号の記載をお願いしております。郵便事業株式会社からお電話を差し上げる場合がございますので、あらかじめご了承ください。
なお、電話番号につきましては、配達に関することのみにご利用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

本人限定受取郵便物 **特例型** の到着のお知らせ

〒 []
[]
[]
[] 様

総務省 近畿管区行政評価局 様より

あなた様宛に、本人限定受取郵便物等(受取人ご本人様に限定してお渡しする郵便物)が到着しており下記の郵便局において、保管期限まで保管しております。
上記のご住所に配達いたしますので、受取人ご本人様のご都合のよろしい配達日及び時間帯を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください(FAXの場合は 2 の表に配達希望日を記入し、配達時間帯に○をして送信してください)。

1 保管郵便局、保管期限、追跡番号

保管郵便局	[]郵便局(ゆうゆう窓口営業時間 8:00~21:00)
保管期限	平成29年1月23日
追跡番号	145-45-[]-3

電話受付時間 8:00~20:00

2 指定可能な配達時間帯

配達希望日	郵便物・ゆうメール		ゆうパック			
	配達時間帯	配達希望日 受付締切時刻	配達時間帯	配達希望日 受付締切時刻		
月 日	① 午前中	翌日の配達になります 20:00まで	① 午前中	翌日の配達になります 20:00まで		
	② 午後① (12時頃 ~ 14時頃)	当日の 配達を 希望される 場合	② 12時頃 ~ 14時頃	当日の 配達を 希望される 場合		
	③ 午後② (14時頃 ~ 17時頃)		11:00まで		③ 14時頃 ~ 16時頃	11:00まで
	④ 夕方 (17時頃 ~ 19時頃)		13:00まで		④ 16時頃 ~ 18時頃	13:00まで
	⑤ 夜間 (19時頃 ~ 21時頃)		16:00まで		⑤ 18時頃 ~ 20時頃	15:00まで
			18:00まで		⑥ 20時頃 ~ 21時頃	17:00まで
			18:00まで			

3 ゆうゆう窓口でお受け取りをご希望の場合(受取人ご本人様のみお受け取りが可能です)

※ 裏面「お受取上のご注意事項」をご一読いただき、ご希望の郵便局を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください。(連絡先電話番号のご記入も併せてお願いします。)

受取をご希望される郵便局	[]郵便局
--------------	--------

※ 郵便ゆうゆう窓口にご来店される際は、本人確認資料と印鑑及びこの「お知らせ」が必要です。

※ なお、この郵便物は、簡易郵便局の窓口では、お渡しすることができませんので、悪しからずご了承ください。

ご連絡先	[]
------	-----

* 連絡先: 日本郵便株式会社 []郵便局 TEL: [] FAX: []

(電話受付時間 8:00~20:00)

<お受け取り上のご注意事項>

- ◎ この郵便物等は、受取人ご本人様に限定して、お渡しできるものです。
- ◎ この郵便物等をお渡しする際、ご本人様であることを確認させていただく必要がございますので、下記の「お受け取りに必要な書類」一覧の中から証明書類1点と印鑑（サインでも結構です。）をご用意いただきます。また、確認させていただいた際、証明書類の種類・番号等を記録させていただきます。

<お受け取りに必要な書類一覧>

次のいずれかのものを1点（住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限り。）

- 旅券（パスポート）
- 運転免許証
- 運転経歴証明書（ただし、交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限り。）
- 写真付き住民基本台帳カード
- 個人番号カード
- 官公庁及び特殊法人の身分証明書で写真付のもの
- 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証
- 共済組合員証
- 国民年金手帳
- 年金手帳
- 公の機関が発行した資格証明書で写真付のもの（療育手帳、身体障害者手帳等）
- 在留カード
- 特別永住者証明書
 - 外国人登録証明書（ただし、「在留の資格」欄（在留資格が変更されている場合は裏面の記載欄）に「特別永住者」の記載があり、かつ「次回確認（切替）申請期間」に記載されている年月日が本人限定受取郵便物等の受取年月日以降のものに限り。）

※ 郵便局の窓口で受け取られる際は、「本人限定受取郵便物（特例型）到着のお知らせ」が必要となります。

※ 郵便局では、郵便物等を確実にお届けするために、差出しの際に、受取人様の連絡先電話番号の記載をお願いしております。郵便局からお電話を差し上げることがございますので、あらかじめご了承ください。

なお、電話番号につきましては、配達に関することのみ利用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

【20-0031】

日本郵便株式会社
郵便局

本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ

<到着した郵便物等>

ご住所	[REDACTED]		
受取人様	[REDACTED] 様		
種類	郵便物・ゆうメール・ゆうパック	お問い合わせ番号	105-16-[REDACTED]-4
差出人様が指定された 代人様	ご住所	-	
	お名前	-	

[REDACTED] 様からあなた様あてに
本人限定郵便物等（受取人ご本人様又は差出人様が指定された代人様に限定してお渡しする郵便物等）が到着しており、下記の郵便局で保管しております。
つきましては、上記のご住所に配達いたしますので、受取人ご本人様のご都合のよい配達日及び時間帯を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合は下記2の表に配達日をご記入の上、配達時間帯の番号に○をして送信してください。）。

1. 保管郵便局・保管期限

保管郵便局	[REDACTED] 郵便局	保管期限	平成28年12月26日 まで
-------	----------------	------	----------------

2. 指定可能な配達時間帯

種類	郵便物・ゆうメール		ゆうパック	
	配達日	配達時間帯	配達日当日の受付時刻	配達日当日の受付時刻
月 日	①	午前中	8:00	① 午前中 8:00
	②	午後①(12時頃～14時頃)	11:00	② 12時頃～14時頃 11:00
	③	午後②(14時頃～17時頃)	13:00	③ 14時頃～16時頃 13:00
	④	夕方 (17時頃～19時頃)	16:00	④ 16時頃～18時頃 15:00
	⑤	夜間 (19時頃～21時頃)	19:00	⑤ 18時頃～20時頃 17:00
				⑥ 20時頃～21時頃 20:00

3. 窓口でのお受取り

受取人ご本人様（又は上記「差出人様が指定された代人様」欄に記載がある場合はその代人ご本人様）が、郵便局の窓口でお受取りいただくこともできますので、ご希望の郵便局を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合は以下に郵便局名及び電話番号をご記入の上、送信してください。）。

ご希望の郵便局	[REDACTED]	お客さま電話番号	[REDACTED]
---------	------------	----------	------------

4. お受取りの際に必要なもの

配達又は窓口でお受け取りの際は、本人確認資料等が必要となりますので、別添（お受け取りの際のご注意事項）をご一読下さい

※連絡先: [REDACTED] 郵便局 輸送ゆうパック部
TEL: [REDACTED] (電話受付時間: 8:00～21:00)
FAX: [REDACTED]

＜本人限定受取(特例型)郵便物等のお受取りの際のご注意事項＞

- 1 窓口でお受取りになられる際は、「本人限定受取(特例型)郵便物等の到着のお知らせ」を担当者に提出してください。
 - 2 本人限定受取(特例型)郵便物等をお渡しする際は、受取人様ご本人様であることを確認させていただきますので、下記の「お受取りに必要な書類一覧」のうち、1点をご提示ください。
※本人確認資料の種類を「基本型」よりも限定させていただいておりますので、ご了承ください。
 - 3 ご提示いただいた書類につきましては、コピー(配達の場合は、書類の種類・番号等を記録)させていただきます。記録させていただいた個人情報、郵便局において適切な安全管理措置を講じて管理・保管いたします。
なお、個人番号(マイナンバー)及び基礎年金番号は記録いたしません。
 - 4 郵便物等をお受取りの際は、配達証に受取人様の印鑑の押印又は署名をしていただきます。
- ※ 本人限定受取(特例型)郵便物等の到着のお知らせの「差出人様が指定された代人様」欄に記載がある場合で、その代人ご本人様が郵便局の窓口でお受取りになられるときは、代人ご本人様につき、上記1から4までの手続をしていただきます。

＜お受取りに必要な書類一覧＞

次のいずれかのものを1点(住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限りませう。)

- ① 旅券(パスポート)
- ② 個人番号(マイナンバー)カード(個人番号の「通知カード」はお取扱いできません。)、写真付き住民基本台帳カード
- ③ 運転免許証
- ④ 運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限りませう。)
- ⑤ 官公庁、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人がその職員に対して発行した写真付き身分証明書
- ⑥ 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証
- ⑦ 共済組合員証
- ⑧ 国民年金手帳、年金手帳
- ⑨ 公の機関が発行した写真付き資格証明書(療育手帳、身体障害者手帳等)
- ⑩ 在留カード
- ⑪ 特別永住者証明書
- ⑫ 外国人登録証明書(「在留の資格」欄(在留資格が変更されている場合は裏面の記載欄)に「特別永住者」の記載があるものに限りませう。)

- ※ 郵便局では、郵便物等を確実お届けするために、差出しの際に、受取人様の電話番号の記載をお願いしております。郵便局からお電話を差し上げることがございますので、あらかじめご了承ください。
なお、記載された電話番号につきましては、郵便物等のお届けに関するものみに利用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

郵便局

本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ

<郵便物等のあて名>

ご住所： _____
お名前： _____ 様

総務省 近畿管区行政評価局 様よりあなた様宛に、本人限定受取郵便物等（受取人ご本人様に限定してお渡しする郵便物等）が到着しており、下記の郵便局において、保管しております。

上記のご住所に配達いたしますので、受取人ご本人様のご都合のよろしい配達日及び時間帯を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合は下表に配達希望日を記入し、配達時間帯に○をして送信してください）。

1 保管郵便局・保管期限・追跡番号

保管郵便局	_____郵便局
保管期限	1月27日まで
追跡番号	145-45-_____-0

2 指定可能な配達時間帯等

配達希望日	郵便物・ゆうメール		ゆうパック	
	配達時間帯	配達希望日当日の受付締切時刻	配達時間帯	配達希望日当日の受付締切時刻
月 日	①午前中	8:00	①午前中	8:00
	②午後①（12時頃～14時頃）	11:00	②12時頃～14時頃	11:00
	③午後②（14時頃～17時頃）	13:00	③14時頃～16時頃	13:00
	④夕方（17時頃～19時頃）	16:00	④16時頃～18時頃	15:00
	⑤夜間（19時頃～21時頃）	18:00	⑤18時頃～20時頃	17:00
				⑥20時頃～21時頃

※ 受取人ご本人（又はご依頼主の指定した代人）様が、郵便局の窓口でお受け取りいただくこともできます。この場合、別添「お受取り上のご注意事項」をご一読いただき、ご希望の郵便局を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合はこの次の余白にご記入の上送信してください）。

ご希望の郵便局	_____
---------	-------

※ ゆうゆう窓口にご来局される際は、本人確認資料と印鑑及びこのお知らせが必要です。

*連絡先：日本郵便株式会社 _____郵便局 郵便部

TEL：_____ FAX：_____

（電話受付時間 9:00～19:00）

【20-0030】

＜本人限定受取（特例型）郵便物等のお受取りの際のご注意事項＞

- 1 窓口でお受取りになられる際は、「本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ」を担当者に提出してください。
 - 2 本人限定受取（特例型）郵便物等をお渡す際は、受取人様ご本人様であることを確認させていただきますので、下記の「お受取りに必要な書類一覧」のうち、1点をご提示ください。
 - 3 ご提示いただいた書類につきましては、コピー（配達の場合は、書類の種類・番号等を記録）させていただきます。なお、個人番号（マイナンバー）は記録しません。
 - 4 郵便物等をお受取りの際は、配達証に受取人様の印鑑の押印又は署名をしていただきます。
- ※ 本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせの「差出人様が指定された代人様」欄に記載がある場合で、その代人ご本人様が郵便局の窓口でお受取りになられるときは、代人ご本人様につき、上記1から4までの手続をしていただきます。

＜お受取りに必要な書類一覧＞

次のいずれかのものを1点（住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限ります。）

- ① 旅券（パスポート）
- ② 個人番号（マイナンバー）カード（個人番号の「通知カード」はお取扱いできません。）、写真付き住民基本台帳カード
- ③ 運転免許証
- ④ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限り
- ⑤ 官公庁、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人がその職員に対して発行した写真付き身分証明書
- ⑥ 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証
- ⑦ 共済組合員証
- ⑧ 国民年金手帳、年金手帳
- ⑨ 公の機関が発行した写真付き資格証明書（療育手帳、身体障害者手帳等）
- ⑩ 在留カード
- ⑪ 特別永住者証明書
- ⑫ 外国人登録証明書（「在留の資格」欄（在留資格が変更されている場合は裏面の記載欄）に「特別永住者」の記載があるものに限り

- ※ 郵便局では、郵便物等を確実にお届けするために、差出しの際、受取人様の電話番号の記載をお願いしております。郵便局からお電話を差し上げることがございますので、あらかじめご了承ください。
なお、記載された電話番号につきましては、郵便物等のお届けに関するこのみに利用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

■郵便局

平成28年4月11日

本人限定受取(特例型)郵便物等の到着のお知らせ

<郵便物等のあて名>

ご住所: 〇
お名前: 〇 様

〇様よりあなた様宛てに、本人限定受取郵便物等(受取人ご本人様に限定してお渡しする郵便物等)が到着しており、下記の郵便局にて、保管しております。上記のご住所に配達いたしますの受取人ご本人様のご都合のよろしい配達日及び時間帯を、下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください。(FAXの場合は下記に配達希望日を記入し、配達時間帯に〇をして送信してください)。

1 保管郵便局・保管期限・追跡番号

保管郵便局	〇郵便局
保管期限	平成28年4月21日 まで
追跡番号	123-45-67890-1

2 指定可能な配達時間帯等

配達希望日	郵便物・ゆうメール		ゆうパック	
	配達時間帯	配達希望日当日の受付締切時刻	配達時間帯	配達希望日当日の受付締切時刻
	①午前中	前日の20:00		
	②午後①(12時頃~14時頃)	11:00		
	③午後②(14時頃~17時頃)	13:00		
	④夕方①(17時頃~19時頃)	16:00		
	⑤夜間①(19時頃~21時頃)	19:00		

※ 受取人ご本人(もしくは差出人さまが指定した代人)様が、郵便局の窓口でお受け取りいただくこともできます。この場合、別添「お受け取り上のご注意事項」をご一読いただき、ご希望の郵便局を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください(FAXの場合はこの次の余白にご記入の上送信してください)。

ご希望の郵便局	
---------	--

※ 窓口にご来店される際は、本人確認資料と印鑑及びこのお知らせが必要です。

※ ゆうゆう窓口営業時間 月~土 8:00~20:00 日・祝日 9:00~16:00

<差出人様が指定した代人>

ご住所: 市 町 丁目 番 号
お名前: 様

*連絡先: 日本郵便株式会社 〇郵便局

TEL: 〇 FAX: 〇
(電話受付時間 8:00~20:00)

整理番号 _____
 平成 29 年 1 月 13 日

本人限定受取 (特例型) 郵便物等の到着のお知らせ

<到着した郵便物等>

郵便所	市		
受取人様	様		
郵便物	郵便物・ゆうメール・ゆうパック	お問い合わせ番号	145-45- -1
差出人様が指定された代人様	ご住所	市 町 丁目	番 号
	お名前	様	

様よりあなた様宛に、本人限定受取郵便物等（受取人ご本人様に限定してお渡りする郵便物等）が到着しており、下記1の郵便局で保管期限まで保管しております。
 つきましては、上記のご住所に配達いたしますので、受取人ご本人様のご都合のよい配達日及び時間帯を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合は下記2の表に配達日をご記入の上、配達時間帯の番号に○をして送信してください。）。

1 保管郵便局・保管期限

保管郵便局	郵便局	保管期限	月 日 () まで
-------	-----	------	------------

2 指定可能な配達時間帯等

種 類	郵便物・ゆうメール		ゆうパック			
	配 達 日	配達時間帯	配達日当日の受付締切時刻	配 達 日	配達時間帯	配達日当日の受付締切時刻
月 日		① 午前中	8:00	① 午前中	8:00	
		② 午後① (12時頃~14時頃)	11:00	② 12時頃~14時頃	11:00	
		③ 午後② (14時頃~17時頃)	13:00	③ 14時頃~16時頃	13:00	
		④ 夕方 (17時頃~19時頃)	16:00	④ 16時頃~18時頃	15:00	
		⑤ 夜間 (19時頃~21時頃)	19:00	⑤ 18時頃~20時頃	17:00	
				⑥ 20時頃~21時頃	20:00	

3 窓口でのお受取り

受取人ご本人様（又は上記「差出人様が指定された代人様」欄に記載がある場合はその代人ご本人様）が、郵便局の窓口でお受取りいただくこともできますので、ご希望の郵便局を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合は以下に郵便局名をご記入の上、送信してください。）。

ご希望の郵便局	郵便局
---------	-----

4 お受取りの際に必要なもの

配達又は窓口でのお受取りの際は、本人確認資料等が必要となりますので、別添（お受取りの際のご注意事項）をご一読ください。

*連絡先：日本郵便株式会社	郵便局	郵便 部
TEL: _____	(電話受付時間 8:00~20:00)	
FAX: _____		

[20-0030]

＜本人限定受取（特例型）郵便物等のお受取りの際のご注意事項＞

- 1 窓口でお受取りになられる際は、「本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ」を担当者に提出してください。
- 2 本人限定受取（特例型）郵便物等をお渡しする際は、受取人様ご本人様であることを確認させていただきますので、下記の「お受取りに必要な書類一覧」のうち、1点をご提示ください。
- 3 ご提示いただいた書類につきましては、コピー（配達の場合は、書類の種類・番号等を記録）させていただきます。記録させていただいた個人情報、郵便局において適切な安全管理措置を講じて管理・保管いたします。
なお、個人番号（マイナンバー）及び基礎年金番号は記録いたしません。
- 4 郵便物等をお受取りの際は、配達証に受取人様の印鑑の押印又は署名をしていただきます。

※ 本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせの「差出人様が指定された代人様」欄に記載がある場合で、その代人ご本人様が郵便局の窓口でお受取りになられるときは、代人ご本人様につき、上記1から4までの手続をしていただきます。

＜お受取りに必要な書類一覧＞

次のいずれかのものを1点（住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限ります。）

- ① 旅券（パスポート）
- ② 個人番号（マイナンバー）カード（個人番号の「通知カード」はお取扱いできません。）、写真付き住民基本台帳カード
- ③ 運転免許証
- ④ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）
- ⑤ 官公庁、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人がその職員に対して発行した写真付き身分証明書
- ⑥ 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証
- ⑦ 共済組合員証
- ⑧ 国民年金手帳、年金手帳
- ⑨ 公の機関が発行した写真付き資格証明書（療育手帳、身体障害者手帳等）
- ⑩ 在留カード
- ⑪ 特別永住者証明書
- ⑫ 外国人登録証明書（「在留の資格」欄（在留資格が変更されている場合は裏面の記載欄）に「特別永住者」の記載があるものに限ります。）

※ 郵便局では、郵便物等を確実にお届けするために、差出しの際、受取人様の電話番号の記載をお願いしております。郵便局からお電話を差し上げることがございますので、あらかじめご了承ください。

なお、記載された電話番号につきましては、郵便物等のお届けに関するこのみに利用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

■郵便局

<本人限定受取（特例型）郵便物等のお受取りの際のご注意事項>

- 1 窓口でお受取りになられる際は、「本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ」を担当者に提出してください。
 - 2 本人限定受取（特例型）郵便物等をお渡しする際は、受取人様ご本人様であることを確認させていただきますので、下記の「お受取りに必要な書類一覧」のうち、1点をご提示ください。
 - 3 ご提示いただいた書類につきましては、コピー（配達の場合は、書類の種類・番号等を記録）させていただきます。
 - 4 郵便物等をお受取りの際は、配達証に受取人様の印鑑の押印又は署名をしていただきます。
- ※ 本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせの「差出人様が指定された代人様」欄に記載がある場合で、その代人ご本人様が郵便局の窓口でお受取りになられるときは、代人ご本人様につき、上記1から4までの手続をしていただきます。

<お受取りに必要な書類一覧>

次のいずれかのものを1点（住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限ります。）

- ② 旅券（パスポート）
- ② 個人番号（マイナンバー）カード（個人番号の「通知カード」はお取扱いできません。）
写真付き住民基本台帳カード
- ③ 運転免許証
- ④ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）
- ⑤ 官公庁、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人がその職員に対して発行した写真付き身分証明書
- ⑥ 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証
- ⑦ 共済組合員証
- ⑧ 国民年金手帳、年金手帳
- ⑨ 公の機関が発行した写真付き資格証明書（療育手帳、身体障害者手帳等）
- ⑩ 在留カード
- ⑪ 特別永住者証明書
- ⑫ 外国人登録証明書（「在留の資格」欄（在留資格が変更されている場合は裏面の記載欄）に「特別永住者」の記載があるものに限ります。）

- ※ 郵便局では、郵便物等を確実お届けするために、差出しの際に、受取人様の電話番号の記載をお願いしております。郵便局からお電話を差し上げることがございますので、あらかじめご了承ください。
- なお、記載された電話番号につきましては、郵便物等のお届けに関するこのみに利用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

■ 郵便局

(本人限定受取郵便物等の本人確認資料一覧表)

種 別	本人確認資料名	
	本人限定受取(基本型)	本人限定受取(特例型)
①旅券(パスポート)	日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券	
②在留カード	在留カード	
③特別永住者証明書	か 外国人登録証明書(「在留の資格」欄(在留資格が変更されている場合は裏面の記載欄)に「特別永住者」の記載があり、かつ、「次回確認(切替)申請期間」に記載されている年月日が本人限定受取郵便物等の受取年月日以降のものに限る。) た 特別永住者証明書	
④免許証、許可証、資格証明書(50音順)	あ 運航管理者技能検定合格証明書、運転免許証 か 海技免状、教習資格認定証(射撃)、合格証(警備業務)、合格証明書(警備業務)、航空従事者技能証明書、小型船舶操縦免許証、個人番号(マイナンバー)カード(注:個人番号の「通知カード」は不可) さ 写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、戦傷病者手帳 た 耐空検査員の証、宅地建物取引士証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、動力車操縦者運転免許証、特種電気工事資格者認定証 な 認定電気工事従事者認定証 ま 無線従事者免許証 ら 猟銃・空気銃所持許可証	あ 運転免許証 か 個人番号(マイナンバー)カード(注:個人番号の「通知カード」は不可) さ 写真付き住民基本台帳カード
⑤職員証(写真付きのもの)(50音順)	官公庁、地方独立行政法人 【特殊法人・独立行政法人(地方独立行政法人を除く。)] あ 奄美群島振興開発基金、医薬基盤・健康・研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫 か 海技教育機構、海上技術安全研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、株式会社国際協力銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、環境再生保全機構、教員研修センター、勤労者退職金共済機構、九州旅客鉄道株式会社、空港周辺整備機構、経済産業研究所、建築研究所、航海訓練所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、交通安全環境研究所、高齢・障害・求職者雇用支援機構、港湾空港技術研究所、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立がん研究センター、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国際医療研究センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立循環器病研究センター、国立女性教育会館、国際成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究センター、国立大学財務・経営センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構 さ 酒類総合研究所、産業技術総合研究所、四国旅客鉄道株式会社、自動車事故対策機構、自動車検査独立行政法人、首都高速道路株式会社、住宅金融支援機構、種苗管理センター、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、新関西国際空港株式会社、森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局 た 大学入試センター、大学評価・学位授与機構、地域医療機能推進機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、電子航法研究所、東京地下鉄株式会社、統計センター、都市再生機構、土木研究所 な 中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本アルコール産業株式会社、日本医療研究開発機構、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本貨物鉄道株式会社、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本私立学校振興・共済事業団、日本スポーツ振興センター、日本たばこ産業株式会社、日本中央競馬会、日本電信電話株式会社、日本年金機構、日本貿易振興機構、日本貿易保険、日本放送協会、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、年金積立金管理運用独立行政法人、産業環境技術研究所、農業者年金基金、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター は 阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、福祉医療機構、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、放送大学学園、北海道旅客鉄道株式会社、北方領土問題対策協会、本州四国連絡高速道路株式会社 ま 水資源機構 ゆ 郵便貯金・簡易生命保険管理機構、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 ら 理化学研究所、労働安全衛生総合研究所、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構	
⑥被保険者証、年金手帳、年金証書等	(被保険者証)健康保険、国民健康保険、船員保険その他これらに類するものの被保険者証 (組合員証) 共済組合員証 (手 帳) 国民年金手帳、年金手帳 (年金証書) 国民年金、厚生年金保険、船員保険の年金証書 (証 書) 共済年金、恩給その他これらに類するもの証書	(被保険者証)健康保険、国民健康保険、船員保険その他これらに類するものの被保険者証 (組合員証) 共済組合員証 (手 帳) 国民年金手帳、年金手帳
⑦運転経歴証明書	運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)	
⑧学生証、会社の社員証等(写真付きのもの)	学生証 会社の社員証 療育手帳、身体障害者手帳	療育手帳、身体障害者手帳

平成29年 / 月 / 7 日

本人限定受取（特例型）郵便物の到着のお知らせ

<郵便物等のあて名>

ご住所： _____

お名前： _____ 様

近畿管区行政評価局 様より、あなた様宛に、本人限定受取郵便物（特例型）（受取人ご本人様に限定してお渡しする郵便物）が到着しており、_____郵便局において、保管しております。

上記のご住所に配達いたしますので、受取人ご本人様のご都合のよろしい配達日及び時間帯を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合は下表に配達希望日を記入し、配達時間帯に○をして送信してください）。

1 保管郵便局・保管期限・追跡番号

保管郵便局	_____ 郵便局
保管期限	1 月 27 日 (金) まで
追跡番号	14545 _____ 6

2 指定可能な配達時間帯等

配達希望日	配達時間帯	配達希望日当日の受付締切時刻
月 日	① 午前中（9時頃～12時頃）	08:00
	② 午後①（12時頃～14時頃）	11:00
	③ 午後②（14時頃～17時頃）	13:00
	④ 夕方（17時頃～19時頃）	16:00
	⑤ 夜間（19時頃～21時頃）	18:50

※ 受取人ご本人（又は差出人様の指定した代人）様が、_____郵便局以外の、郵便局の窓口でお受け取りいただくこともできます。この場合、別添「お受取り上のご注意事項」をご一読いただき、ご希望の郵便局を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合はこの次の余白にご記入の上送信してください）。

ご希望の郵便局	_____
---------	-------

※ 窓口にご来店される際は、本人確認資料と印鑑及びこのお知らせが必要です。

<差出人様が指定した代人>

ご住所： _____ 市

お名前： _____ 様

◎連絡先：日本郵便株式会社 _____郵便局 郵便部

※TEL： _____

FAX： _____

（※上記番号は、携帯電話からは御利用できません）

（電話受付時間 8:00～20:00）

◎_____郵便局の

（平日・土曜 8:00～20:00）

ゆうゆう窓口取扱時間

（日曜・祝日 9:00～16:00）

＜本人限定受取（特例型）郵便物等のお受取りの際のご注意事項＞

- 1 窓口でお受取りになられる際は、「本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ」を担当者に提出してください。
 - 2 本人限定受取（特例型）郵便物等をお渡しする際は、受取人様ご本人様であることを確認させていただきますので、下記の「お受取りに必要な書類一覧」のうち、1点をご提示ください。
 - 3 ご提示いただいた書類につきましては、コピー（配達の場合は、書類の種類・番号等を記録）させていただきます。記録させていただいた個人情報、郵便局において適切な安全管理措置を講じて管理・保管いたします。
なお、個人番号（マイナンバー）及び基礎年金番号は記録いたしません。
 - 4 郵便物等をお受取りの際は、配達証に受取人様の印鑑の押印又は署名をしていただきます。
- ※ 本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせの「差出人様が指定された代人様」欄に記載がある場合で、その代人ご本人様が郵便局の窓口でお受取りになられるときは、代人ご本人様につき、上記1から4までの手続をしていただきます。

＜お受取りに必要な書類一覧＞

次のいずれかのものを1点（住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限ります。）

- ① 旅券（パスポート）
- ② 個人番号（マイナンバー）カード（個人番号の「通知カード」はお取扱いできません。）、写真付き住民基本台帳カード
- ③ 運転免許証
- ④ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限り
ます。）
- ⑤ 官公庁、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人がその職員に対して発行した写真付き身分証明書
- ⑥ 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証
- ⑦ 共済組合員証
- ⑧ 国民年金手帳、年金手帳
- ⑨ 公の機関が発行した写真付き資格証明書（療育手帳、身体障害者手帳等）
- ⑩ 在留カード
- ⑪ 特別永住者証明書
- ⑫ 外国人登録証明書（「在留の資格」欄（在留資格が変更されている場合は裏面の記載欄）に「特別永住者」の記載があるものに限り
ます。）

- ※ 郵便局では、郵便物等を確実にお届けするために、差出しの際、受取人様の電話番号の記載をお願いしております。郵便局からお電話を差し上げることがございますので、あらかじめご了承ください。
なお、記載された電話番号につきましては、郵便物等のお届けに関することのみ利用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

■郵便局

種 別	本人確認資料名	
	本人限定受取(基本型) ※ ①から⑤のうちいずれか1点又は⑥から⑧のうちいずれか2点(⑦と⑧を1点ずつ又は⑥を2点提示することはできない。)	○本人限定受取(特例型) ※ ①から⑧のうちいずれか1点(住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限る。)
①旅券(パスポート)	日本国政府、日本国政府の承認した外国政府又は権限のある国際機関の発行した旅券	
②在留カード	在留カード	
③特別永住者証明書	か 外国人登録証明書(「在留の資格」欄(在留資格が変更されている場合は裏面の記載欄)に「特別永住者」の記載があり、かつ、「次回確認(切替)申請期間」に記載されている年月日が本人限定受取郵便物等の受取年月日以降のものに限る。) た 特別永住者証明書	
④免許証、許可証、資格証明書 (50音順)	あ 運転管理者技能検定合格証明書、運転免許証 か 海技免状、教習資格認定証(射撃)、合格証(警備業務)、合格証明書(警備業務)、航空従事者技能証明書、小型船舶操縦免許証、個人番号(マイナンバー)カード(注:個人番号の「通知カード」は不可) さ 写真付き住民基本台帳カード、船員手帳、戦傷病者手帳 た 耐空検査員の証、宅地建物取引士証、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、動力車操縦者運転免許証、特種電気工事資格者認定証 な 認定電気工事従事者認定証 ま 無線従事者免許証 ら 猟銃・空気銃所持許可証	あ 運転免許証 か 個人番号(マイナンバー)カード(注:個人番号の「通知カード」は不可) さ 写真付き住民基本台帳カード
⑤職員証(写真付きのもの) (50音順)	官庁、地方独立行政法人 【特殊法人・独立行政法人(地方独立行政法人を除く。)] あ 奄美群島振興開発基金、医薬基盤・健康・研究所、医薬品医療機器総合機構、宇宙航空研究開発機構、沖縄科学技術大学院大学学園、沖縄振興開発金融公庫 か 海技教育機構、海上技術安全研究所、海洋研究開発機構、科学技術振興機構、家畜改良センター、株式会社国際協力銀行、株式会社商工組合中央金庫、株式会社日本政策金融公庫、株式会社日本政策投資銀行、環境再生保全機構、教員研修センター、勤労者退職金共済機構、九州旅客鉄道株式会社、空港周辺整備機構、経済産業研究所、建築研究所、航海訓練所、工業所有権情報・研修館、航空大学校、交通安全環境研究所、高齢・障害・求職者雇用支援機構、港湾空港技術研究所、国際観光振興機構、国際協力機構、国際交流基金、国際農林水産業研究センター、国民生活センター、国立印刷局、国立科学博物館、国立環境研究所、国立がん研究センター、国立高等専門学校機構、国立公文書館、国立国際医療研究センター、国立重度知的障害者総合施設のぞみの園、国立循環器病研究センター、国立女性教育会館、国際成育医療研究センター、国立青少年教育振興機構、国立精神・神経医療研究センター、国立大学財務・経営センター、国立長寿医療研究センター、国立特別支援教育総合研究所、国立美術館、国立病院機構、国立文化財機構 さ 酒類総合研究所、産業技術総合研究所、四国旅客鉄道株式会社、自動車事故対策機構、自動車検査独立行政法人、首都高速道路株式会社、住宅金融支援機構、種苗管理センター、情報処理推進機構、情報通信研究機構、新エネルギー・産業技術総合開発機構、新関西国際空港株式会社、森林総合研究所、水産総合研究センター、水産大学校、製品評価技術基盤機構、石油天然ガス・金属鉱物資源機構、造幣局 た 大学入試センター、大学評価・学位授与機構、地域医療機能推進機構、中間貯蔵・環境安全事業株式会社、中小企業基盤整備機構、駐留軍等労働者労務管理機構、鉄道建設・運輸施設整備支援機構、電子航法研究所、東京地下鉄株式会社、統計センター、都市再生機構、土木研究所 な 中日本高速道路株式会社、成田国際空港株式会社、西日本高速道路株式会社、西日本電信電話株式会社、日本アルコール産業株式会社、日本医療研究開発機構、日本学術振興会、日本学生支援機構、日本貨物鉄道株式会社、日本芸術文化振興会、日本原子力研究開発機構、日本高速道路保有・債務返済機構、日本私立学校振興・共済事業団、日本スポーツ振興センター、日本たばこ産業株式会社、日本中央競馬会、日本電信電話株式会社、日本年金機構、日本貿易振興機構、日本貿易保険、日本放送協会、日本郵政株式会社、日本郵便株式会社、年金積立金管理運用独立行政法人、農業環境技術研究所、農業者年金基金、農業・食品産業技術総合研究機構、農業生物資源研究所、農畜産業振興機構、農林漁業信用基金、農林水産消費安全技術センター は 阪神高速道路株式会社、東日本高速道路株式会社、東日本電信電話株式会社、福祉医療機構、物質・材料研究機構、防災科学技術研究所、放射線医学総合研究所、放送大学学園、北海道旅客鉄道株式会社、北方領土問題対策協会、本州四国連絡高速道路株式会社 ま 水資源機構 ゆ 郵便貯金・簡易生命保険管理機構、輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社 ら 理化学研究所、労働安全衛生総合研究所、労働政策研究・研修機構、労働者健康福祉機構	
⑥被保険者証、年金手帳、年金証書等	(被保険者証)健康保険、国民健康保険、船員保険その他これらに類するものの被保険者証 (組合員証) 共済組合員証 (手帳) 国民年金手帳、年金手帳 (年金証書) 国民年金、厚生年金保険、船員保険の年金証書 (証書) 共済年金、恩給その他これらに類するもの証書	(被保険者証)健康保険、国民健康保険、船員保険その他これらに類するものの被保険者証 (組合員証) 共済組合員証 (手帳) 国民年金手帳、年金手帳
⑦運転経歴証明書	運転経歴証明書(交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限る。)	
⑧学生証、会社の社員証等 (写真付きのもの)	学生証 会社の社員証 療育手帳、身体障害者手帳	

整理番号 _____
平成 29 年 1 月 13 日

本人限定受取(特例型)郵便物等の到着のお知らせ

<到着した郵便物等>

住所	[REDACTED]		
受取人様	[REDACTED] 様		
種類	郵便物・ゆうメール・ゆうパック	お問い合わせ番号	145-45-[REDACTED]-0
差出人様が指定された代人様	ご住所	市 町 丁目	番 号
	お名前	様	

総務省近畿管区行政評価局様よりあなた様宛に、本人限定受取郵便物等（受取人ご本人様に限定してお渡しする郵便物等）が到着しており、下記1の郵便局で保管期限まで保管しております。

つきましては、上記のご住所に配達いたしますので、受取人ご本人様のご都合のよい配達日及び時間帯を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合は下記2の表に配達日をご記入の上、配達時間帯の番号に○をして送信してください。）。

1 保管郵便局・保管期限

保管郵便局	[REDACTED] 郵便局	保管期限	1 月 23 日 (月) まで
-------	----------------	------	-----------------

2 指定可能な配達時間帯等

種 類	郵便物・ゆうメール		ゆうパック	
	配 達 日	配達時間帯	配 達 日	配達時間帯
月 日	① 午前中	前日の 20:00	① 午前中	前日の 20:00
	② 午後①(12時頃～14時頃)	前日の 20:00	② 12時頃～14時頃	前日の 20:00
	③ 午後②(14時頃～17時頃)	前日の 20:00	③ 14時頃～16時頃	前日の 20:00
	④ 夕方 (17時頃～19時頃)	13:00	④ 16時頃～18時頃	前日の 20:00
	⑤ 夜間 (19時頃～21時頃)	13:00	⑤ 18時頃～20時頃	13:00
			⑥ 20時頃～21時頃	13:00

3 窓口でのお受取り

受取人ご本人様（又は上記「差出人様が指定された代人様」欄に記載がある場合はその代人ご本人様）が、郵便局の窓口でお受取りいただくこともできますので、ご希望の郵便局を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください（FAXの場合は以下に郵便局名をご記入の上、送信してください。）。

ご希望の郵便局	郵便局
---------	-----

4 お受取りの際に必要なもの

配達又は窓口でのお受取りの際は、このお知らせ及び本人確認資料等が必要となりますので、別添（お受取りの際のご注意事項）をご一読ください。

*連絡先：日本郵便株式会社 [REDACTED] 郵便局 郵便部
TEL：[REDACTED] (電話受付時間 8:00～20:00)
FAX：[REDACTED]

【20-0030】

本人限定受取郵便物(特例型)到着のお知らせ

様

平成 28 年 12 月 27 日

整理番号 B- 433

総務省 近畿管区行政評価局 様よりあなた様宛に、本人限定郵便物等(受取人ご本人様に限定してお渡しする郵便物)が到着しており、下記の郵便局において、保管しております。

上記のご住所に配達いたしますので、受取人ご本人様のご都合のよろしい配達日及び時間帯を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください(FAXの場合は下表に配達希望日を記入し、配達時間帯に○をして送信してください)。

1 保管郵便局・保管期限・追跡番号

保管支店	■■■■ 郵便局
保管期限	1月 6日まで
追跡番号	105-16-■■■■-6

2 指定可能な配達時間帯

配達希望日	郵便物・ゆうメール		ゆうパック	
	配達時間帯	配達希望日当日の受付締切時刻	配達時間帯	配達希望日当日の受付締切時刻
月 日	① 午前中	8:00	①午前中	8:00
	② 午後①(12時頃～14時頃)	11:00	②12時頃～14時頃	11:00
	③ 午後②(14時頃～17時頃)	13:00	③14時頃～16時頃	13:00
	④ 夕方 (17時頃～19時頃)	16:00	④16時頃～18時頃	15:00
	⑤ 夜間 (19時頃～21時頃)	19:00	⑤18時頃～20時頃	17:00
				⑥20時頃～21時頃

※ 受取人ご本人(又は依頼主の指定した代人)様が、郵便局の窓口でお受け取りいただくこともできます。この場合、別添「お受け取り上のご注意事項」をご一読いただき、ご希望の郵便局を下記の連絡先まで電話又はFAXによりご連絡ください。(FAXの場合はこの次の余白にご記入の上送信してください)

ご希望の郵便局	
---------	--

※ 窓口にご来店される際は、本人確認資料と印鑑及びこのお知らせが必要です。

* 連絡先 : 日本郵便株式会社 ■■■■ 郵便局 郵便部

TEL : ■■■■■■■■■■ (電話受付時間 8:00～19:00)

FAX : ■■■■■■■■■■

＜本人限定受取（特例型）郵便物等のお受取りの際のご注意事項＞

- 1 窓口でお受取りになられる際は、「本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせ」を担当者に提出してください。
 - 2 本人限定受取（特例型）郵便物等をお渡しする際は、受取人様ご本人様であることを確認させていただきますので、下記の「お受取りに必要な書類一覧」のうち、1点をご提示ください。
 - 3 ご提示いただいた書類につきましては、コピー（配達の場合は、書類の種類・番号等を記録）させていただきます。なお、個人番号（マイナンバー）は記録しません。
 - 4 郵便物等をお受取りの際は、配達証に受取人様の印鑑の押印又は署名をしていただきます。
- ※ 本人限定受取（特例型）郵便物等の到着のお知らせの「差出人様が指定された代人様」欄に記載がある場合で、その代人ご本人様が郵便局の窓口でお受取りになられるときは、代人ご本人様につき、上記1から4までの手続をしていただきます。

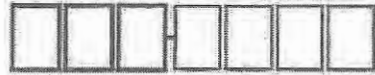
＜お受取りに必要な書類一覧＞

次のいずれかのものを1点（住所、氏名及び生年月日の記載があるものに限ります。）

- ① 旅券（パスポート）
- ② 個人番号（マイナンバー）カード（個人番号の「通知カード」はお取扱いできません。）、写真付き住民基本台帳カード
- ③ 運転免許証
- ④ 運転経歴証明書（交付年月日が平成24年4月1日以降のものに限ります。）
- ⑤ 官公庁、独立行政法人、特殊法人、地方独立行政法人がその職員に対して発行した写真付き身分証明書
- ⑥ 健康保険、国民健康保険又は船員保険等の被保険者証
- ⑦ 共済組合員証
- ⑧ 国民年金手帳、年金手帳
- ⑨ 公の機関が発行した写真付き資格証明書（療育手帳、身体障害者手帳等）
- ⑩ 在留カード
- ⑪ 特別永住者証明書
- ⑫ 外国人登録証明書（「在留の資格」欄（在留資格が変更されている場合は裏面の記載欄）に「特別永住者」の記載があるものに限ります。）

- ※ 郵便局では、郵便物等を確実にお届けするために、差出しの際、受取人様の電話番号の記載をお願いしております。郵便局からお電話を差し上げることがございますので、あらかじめご了承ください。
- なお、記載された電話番号につきましては、郵便物等のお届けに関するものみに利用させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

■郵便局



通信事務郵便

転送不要

本人限定受取(特例型)郵便物等の到着のお知らせ

住所 〒 [Redacted]

[Redacted]

氏名 [Redacted] 様

留置期間 [Redacted] 郵便局

1月13日 から

1月23日 まで

